

(輸送用 冷凍・冷蔵機器)

デンソー フロン取扱技術者 更新講習

募集要綱

(全国自動車電装品整備商工組合連合会)

2026年6月

株式会社デンソー

全国自動車電装品整備商工組合連合会

1. 開催要領

(1) 更新講習対象者（有効期限 27年3月31日、26年3月31日の方）

デンソーフロン取扱技術者証の更新をする者は、現在お手持ちのデンソーフロン取扱技術者証の有効期限の1年前より更新講習の受講ができます。

なお、受講せずに技術証の有効期限が経過してしまった場合には、資格が失効することになりますが、有効期限の翌日から1年以内に更新講習を受講すれば、技術者証の更新を受けることが可能になります。

（有効期限より1年を経過した場合、原則 更新申請はできません）

（株）デンソーは毎年秋1回の開催ですので、業務上必要な方は必ず受講をお願いいたします。

(2) 講習方法について

講習は、有事発生にも左右されない自己学習方式で行います。

テキスト及びポイント解説書を送付しますので、自己学習後修了考査として確認テストを実施し、提出期限内に事務局へ送付いただくことで更新講習受講済とします。

事務局で確認テストを受領後、技術証を発行し送付いたします。（合否はありません）

	実施いただく内容	送付物
①	送付テキスト内容の理解	・冷媒フロン類取扱技術者講習テキスト ・フロン排出抑制法改定ポイント集
②	修了考査	・確認テスト

2. 受講料

全国自動車電装品整備商工組合連合会から連絡します。

（振込手数料は振込人のご負担です）

3. 講習キャンセル時の費用

全国自動車電装品整備商工組合連合会から連絡します。

4. 申込み要領

以下(1)～(3)を各県組合にご送付ください。

組合はまとめて電整連にご送付ください。

※(1)の願書の入手は組合または電整連のホームページから専用受講願書入手ください。

(1) 受講願書

- ・受講願書に必要事項を記入し、顔写真（縦3cm×2.4cm）を貼付
写真は撮影後3ヶ月以内のもので、裏面には必ず氏名を記入のうえ貼付けてください
技術者証の写真となりますので、肩から上で鮮明なものをご用意ください。
 - ・記載文字は、丁寧に楷書でお願いします。
 - ・**捺印を忘れないよう**お願いします。
 - ・**E-mailアドレスの記入は必須です。理由：5年後の更新案内をE-mailで実施するため。**
- ※記載内容に不備がある場合は返却しますのでご注意ください。

(2) 身分を証明する以下いずれかの書類

- ①住民票 ②運転免許証の写し ③健康保険証の写し ④パスポートの写し

(3) お手持ちの「デンソーフロン取扱技術書証」の写し（おもて面のみ）



● 送付先

上記(1)～(3)をセットにし、各県組合の担当者様に送付ください。

● **申込締切日 26年8月6日（木） 窓口必着**

5. 受講審査および受講票等の発送について

提出いただいた書類に不備がなければ、
以下①～⑤を受講願書に記入された現住所に送付します。
(受講開始に合わせ9月下旬に発送)

<送付物>

- ①受講票、②講習テキスト③ポイント解説集④修了考査用確認テスト⑤返信用封筒

6. 修了考査（確認テスト）提出からの流れ

(1) 確認テストの提出

自己学習後確認テストを実施し、返信用封筒に入れ(株)デンソーへ送付します。

<ご注意>

確認テストから本人認証を行うため、用紙にあらかじめこちらから通知する受講番号、お手持ちの技術者証番号、生年月日を忘れず記入いただきます。

(2) 技術者証の交付

確認テスト提出者には、(株)デンソーより新技術者証を交付し
受講期間終了の2ヶ月後の27年1月下旬頃に受講願書記載の自宅住所に送付いたします。
なお、新技術者証が届きましたら、お持ちの技術者証は破棄ください。

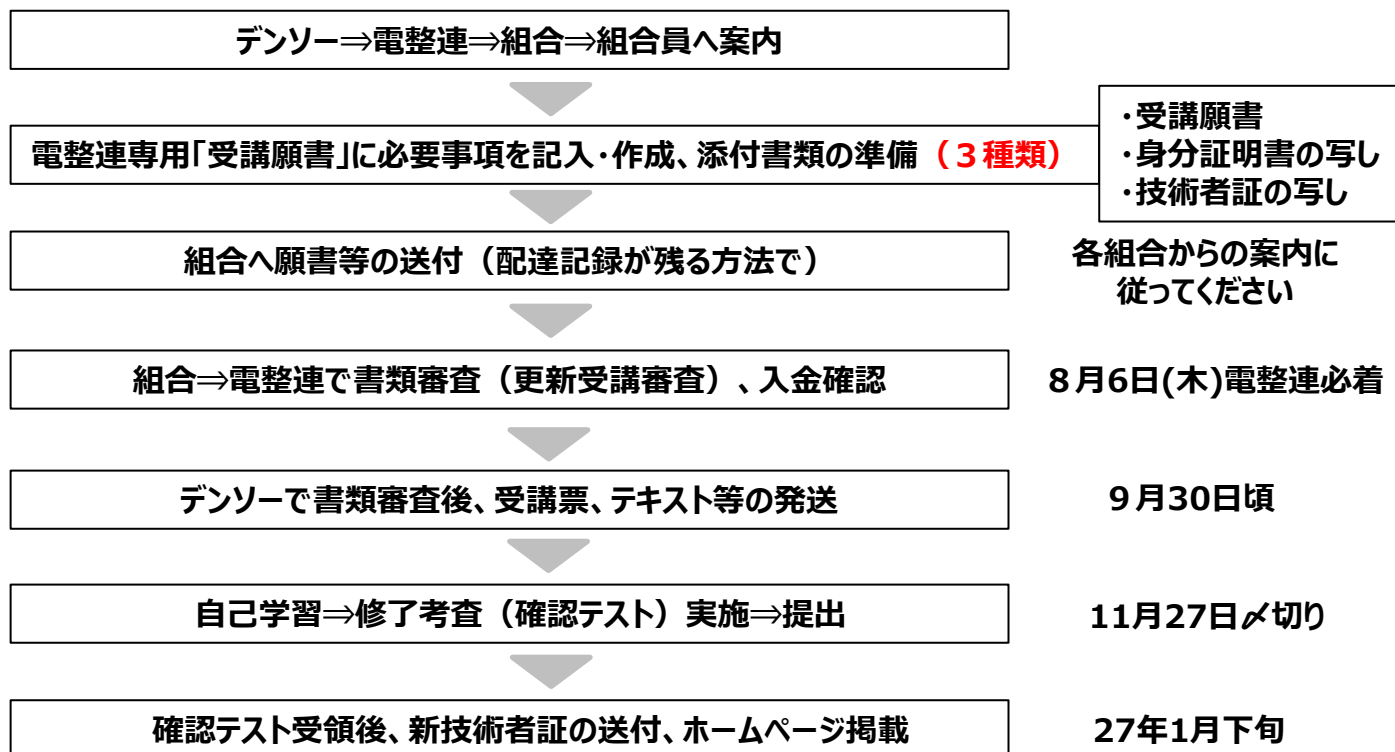
(3) 技術者のデータベース化

更新講習修了者は、フロン取扱技術者として(株)デンソーのホームページに公表します。

<公表内容>

技術者証番号、氏名、会社名、有効期限

7. 更新申込みから新技術証発行までの流れ



8. フロン取扱技術者証について

(1) 有効期限

- ・フロン取扱技術者証の**有効期限は5年間**です。
- ・更新をしなければ、有効期限後は、技術者資格は無効となります。

(2) 登録情報の変更

技術者証の記載内容、住所、勤務先に変更があった場合は、すみやかに(株)デンソーのホームページ内「登録情報変更届」をダウンロード・印刷し、変更部分を記入後、変更届内の宛先にFAXしてください。

※ご連絡いただかないと次回更新のご案内を送付することができませんので必ず対応願います

(3) 技術者証の再交付

- ・以下の場合は、フロン取扱技術者証の再交付が出来ます。
- ・氏名が変更になった場合
- ・技術者証を亡失や汚損、破損したとき
⇒5年後に行う更新の申し込み時には、技術者証の写しが必要となります
- ・再交付手順と費用処理方法
技術者証の再交付は、(株)デンソーのホームページ内の「技術者証再交付申請書」を印刷し必要事項を記載後、全国自動車電装品整備商工組合連合会 担当者様に送付ください。
再交付したフロン技術者証は(株)デンソーより郵送します。
(受付から発送までに約1カ月かかります)
- ・技術者証を送付後、全国自動車電装品整備商工組合連合会様経由で費用を請求させていただきます。

(4) デンソー フロン取扱技術者証 再発行料 5,610円 (税込み)

9. その他

(株)デンソーから連絡事項がある場合は、(株)デンソーホームページの「フロン取扱技術者講習会」の冒頭「お知らせ」に掲載しますので、適宜ご確認をお願いします。

【個人情報の取扱いについて】

本講習の受講申込み、登録情報の変更および技術者証の再交付に際し、ご提供いただく氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報は、フロン講習の運営、受講者管理および関連する連絡を目的として取得いたします。取得した個人情報は、個人情報保護法ならびに当社の情報セキュリティ規程および個人情報取扱要領に基づき、適切な安全管理措置を講じて管理するとともに、講習事務委託先であるデンソーソリューションのほか、法令で認められる場合を除き、第三者へ提供することはありません。

以上